

覚醒剤事犯の量刑判断における再犯可能性の  
心証形成メカニズム

柴田 守

## 目 次

1. はじめに
    - 1-1. 本稿の目的
    - 1-2. 本稿の問題意識
    - 1-3. 方法
  2. 「再犯可能性」の心証形成メカニズム
    - 2-1. 「再犯可能性」に関する評価指標
      - ① 犯行の否認 / 反省なき態度 / 法軽視の生活態度 / 不合理な弁解
      - ② -1 同種前科 / 覚醒剤事犯の累犯
      - ② -2 覚醒剤自己使用の前科
      - ② -3 覚醒剤所持の前科
      - ③ -1 覚醒剤の常習性
      - ③ -2 覚醒剤への親和性
      - ④ 執行猶予期間中の犯行
      - ⑤ 規範意識の鈍磨・欠如・希薄さ
    - 2-2. 小括：「再犯可能性」の心証形成メカニズム
  3. 「更生可能性」の心証形成メカニズム
    - 3-1. 「更生可能性」に関する評価指標
      - ① -1 反省の態度 / 更生の意欲
      - ① -2 事実関係を認めていること
      - ② 前科前歴の乏しさ
      - ③ 覚醒剤を断ち切る誓約
      - ④ 親や配偶者による監督
      - ⑤ 社会復帰後の効果的な治療 / 指導・支援の体制
    - 3-2. 小括：「更生可能性」の心証形成メカニズム
  4. 8つのリスク・ニーズ要因（セントラルエイト）との対応関係
  5. まとめと今後の課題
- 謝辞

## 1. はじめに

### 1-1. 本稿の目的

本稿は、日本の量刑実務における、覚醒剤事犯での「再犯可能性」や「更生可能性」の心証形成メカニズムの現状を分析して、その課題（改善点）を犯罪リスクアセスメントに関する犯罪心理学の知見に照らして抽出しようとするものである。

筆者は、2021年7月に発表した拙稿「再犯可能性の量刑判断上の評価に関する序論的考察」において、性犯罪事件の裁判例を対象に、テキストマイニングによって「再犯可能性」と「更生可能性」の心証形成メカニズムを分析した結果、これらに係る評価指標が、犯罪リスクアセスメントの中核となる8つのリスク・ニーズ要因（セントラルエイト）に照らして見ると、①「犯罪歴」、②「犯罪指向的態度」に偏っており、③「犯罪指向的交友」、④「反社会的パーソナリティ・パターン」、⑤「家庭・夫婦」、⑥「学校・仕事」、⑦「物質乱用」、⑧「レジャー・レクリエーション」の動的リスク要因に関連した評価指標が欠如していることを指摘した<sup>(1)</sup>。

それを踏まえて、筆者は、セントラルエイトがメタアナリシスによって裏づけられた再犯リスクに関する中核的な要因であることを理由に、量刑実務においてこれらの要因（評価指標）を共有することが、再犯の防止、市民的安全の確保、処遇（治療）資源の適正な配分という3つの観点から最適であり、そして、量刑判断上での的確な評価と処遇の選別につながるものと説明した。そして、量刑実務において、処遇（治療）によって変化させることができる、③から⑧の動的リスク要因に関する視点も共有することと、また、それらに関連した証拠資料の充実を図っていくことが必要である旨提言した

---

(1) 拙稿「再犯可能性の量刑判断上の評価に関する序論的考察」法学会雑誌62巻1号[木村光江先生退職記念論文集]（2021年）285頁-286頁。

<sup>(2)</sup>が、この見解には、量刑理論の論者からも一定の理解を得ることができた。<sup>(3)</sup>

もっとも、筆者は、前稿での「再犯可能性」の量刑判断上の評価に関する検証が、性犯罪事件だけを素材にしたものであり、その実証研究だけで一般化・標準化できるわけでないから、今後、薬物犯罪や粗暴犯などにも対象を広げて検証していく必要があることを課題に挙げており、同様の指摘もな<sup>(4)</sup>されていた。したがって、本稿は、前稿での課題に取り組む、「第2弾」として位置づけられるものになる。

## 1-2. 本稿の問題意識

筆者の問題意識は、前稿で詳しく言及しているので繰り返しを避けるが、<sup>(6)</sup>ただ、ここでは筆者の政策提言の背景や考え方を簡潔に説明しておく、筆者は、日本でも、米国の量刑政策をモデルにして、刑の一部執行猶予や保護観察付全部執行猶予の裁量的選択において、効果的な再犯防止などの観点から、被告人の犯因性ニーズ（動的リスク要因）と処遇内容のマッチング率を高めるべきであり、また、被告人の犯因性ニーズに即したコミュニティの矯正（治療）資源や福祉サービスとの具体的なマッチングも考えていくべきだと<sup>(7)</sup>考えている。

米国では、犯罪リスクアセスメント情報（以下、「RNA 情報」）を処遇段階だけではなく、裁判所の量刑手続でも利用・検討しており、保護観察の対象となる犯罪者のリスク軽減と管理を行って、公共安全を促進する政策（実証的根拠に基づいた量刑 [Evidence-Based Sentencing ; EBS] ）が多くの州

---

(2) 拙稿・前掲注 (1) 286 頁。

(3) 十河隼人『量刑の基礎理論』（成文堂、2022 年）723 頁 -726 頁。

(4) 拙稿・前掲注 (1) 289 頁。

(5) 十河・前掲注 (3) 725 頁。

(6) 拙稿・前掲注 (1) 241 頁 -246 頁。

(7) 拙稿「実証的根拠に基づいた量刑に関する序論的考察」山口厚ほか編『高橋則夫先生古稀祝賀記念論文集 [下巻]』（2022 年、成文堂）18 頁。

<sup>(8)</sup> <sup>(9)</sup>で採られている。たとえば、その代表的な州の1つであるバージニア州では、低リスク者を社会内処遇に転換する目的で、全米で最も早くEBSを導入しており、再犯リスク評価を量刑ガイドラインに組み込んで最もリスクの低い薬物犯や財産犯に代替刑を科すことを認めている。<sup>(10)</sup>

州法に強い影響力を有する「模範刑法典：量刑（Model Penal Code：Sentencing；MPCS）[1692年模範刑法典の量刑と矯正に関する条項の改正版]」では、低リスク者に対して、拘禁刑の代替刑や減免を検討することを規定し、その際「RNA情報の利用・検討」を推奨しており（MPCS第6B.09条）、被告人を保護観察に付すか否か、また、その期間・条件を決定する際にも「RNA情報の利用・検討」を求めている（MPCS第6A.05条4項、第9.08条<sup>(11)</sup>）。

日本でも、量刑判断において、被告人の前科前歴や犯罪指向的態度を基にして再犯リスク（再犯可能性、更生可能性）を評価しており、それが執行猶予の選択で大きな影響力を与えていることは、「第1弾」の実証研究で析出した。筆者は、日本でも、米国のEBS政策が参考になると提言しているが、日本の現状（覚醒剤取締法違反の再入者率が上昇傾向にあること<sup>(12)</sup>）から考えると、日本でのEBS政策の導入可能性を検討する場合には、まずはバージニア州のシステムを念頭に置いて、具体的に検討することが現実的だと思われる。そこで、その切り口として、本稿では、日本の量刑実務における、

(8) 2021年10月の時点では、19の州（アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、デラウェア、アイダホ、インディアナ、ケンタッキー、ルイジアナ、モンタナ、ミズーリ、ネブラスカ、ノースダコタ、オハイオ、オクラホマ、テネシー、ユタ、バージニア、ウィスコンシン）が、判決前調査報告書【PSIレポート】にRNA情報を記載し、裁判所がそれを検討することを義務づけており、5つの州（カリフォルニア、コロラド、アイオワ、オレゴン、テキサス）の裁判所では、量刑手続においてRNA情報を利用・検討している。

(9) 拙稿・前掲注(7) 19頁-23頁。

(10) 拙稿・前掲注(7) 24頁-26頁。

(11) 拙稿・前掲注(7) 27頁-29頁。

(12) 法務省法務総合研究所編『令和3年版犯罪白書』（2022年）。

覚醒剤事犯での「再犯可能性」や「更生可能性」の心証形成メカニズムの現状をテキストマイニングで解析して、その課題（改善点）を抽出しようと試みる次第である。

### 1-3. 方法

LEX/DB インターネット〔TKC 提供〕に 2022 年 8 月 10 日の時点で収録されていた「覚醒剤取締法違反」と「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反」に関する覚醒剤事犯の第一審の裁判例（判決年月日：平成元年 1 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日）で、第一審において有罪となった事案 365 件のうち、「再犯可能性」に関して言及がなされていた裁判例 70 件と、「更生可能性」に関して言及がなされていた裁判例 47 件をそれぞれ対象にして、判決書テキストデータから一般情状に関するテキストデータを抽出し、それらを KH Coder 3<sup>(13)</sup> の共起ネットワーク（言葉の出現の頻度やパターンから、関連性（共起性）が強い言葉を線で結んで可視化するテキストマイニングの手法）を用いて分析した。

---

(13) KH Coder は、樋口耕一が開発した、テキストデータを統計的に分析するためのフリーソフトウェアである。KH Coder の設計や有効性の検証結果などについて、樋口耕一「社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して—」（2014 年、ナカニシヤ出版）、樋口耕一「テキスト型データの計量的分析—2 つのアプローチの峻別と統合—」理論と方法 19 巻 1 号（2004 年）101 頁-115 頁（[https://www.jstage.jst.go.jp/article/ojjams/19/1/19\\_1\\_101/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/ojjams/19/1/19_1_101/_pdf) [2022 年 11 月 15 日確認]）参照。KH Coder を用いた研究事例は、かなり多く集積している（<http://kncoder.net/bib.html?year=2020&auth=all&key=> [2022 年 11 月 15 日確認]）。

## 2. 「再犯可能性」の心証形成メカニズム

まずは、「再犯可能性」の心証形成メカニズムを分析した結果について見ていこう。「再犯可能性」に関連する言葉の出現頻度は、図表1に示したとおりである。総抽出語数は7,224で、使用したのは2,849である。また、異なり語数は784で、使用したのは555である。

図表2は、「再犯可能性」に関連する文脈のテキストデータから描画した共起ネットワーク（「再犯可能性」に関連する共起ネットワーク）である。分析では、出現頻度が5以上の言葉を対象としている（なお、「被告」という言葉は出現頻度が顕著に高かったため、対象外にした）。言葉と言葉の関連性（共起性）の程度を表す指標にはJaccard係数を用い、係数が0.3以上のものを採用した。そして、強い共起関係だけをはっきりと示すために、最小スパニング・ツリーを描画した。

### 2-1. 「再犯可能性」に関係する評価指標

図表2からは、①「反省」という名詞を中心とした系統〔①〕、②「前科」という名詞を中心とした系統〔②-1〕、③「使用」という名詞を中心とした系統〔②-2〕、④「所持」という名詞を中心とした系統〔②-3〕、⑤「常習」という名詞を中心とした系統〔③-1〕、⑥「親和」という名詞を中心とした系統〔③-2〕、⑦「違反」という名詞を中心とした系統〔④〕が形成されていることが見てとれる。

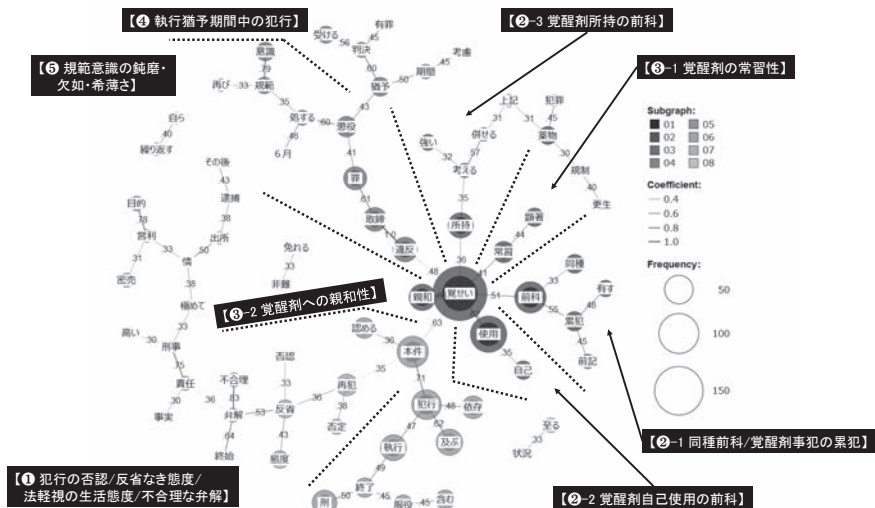
では、実際に用いられている文脈を確認して、「再犯可能性」に関する評価指標を抽出していこう。

図表 1 「再犯可能性」に関連する言葉の出現頻度（150の抽出語リスト）

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
覚せい	188	覚醒剤	10	軽い	4
使用	83	軽視	10	見る	4
前科	61	併せる	10	厳しい	4
本件	60	明らか	10	再開	4
犯行	54	営利	9	裁判	4
親和	43	供述	9	事案	4
及ぶ	42	繰り返す	9	実刑	4
執行	41	再び	9	主文	4
所持	39	出所	9	重い	4
違反	37	上記	9	述べる	4
刑	37	自ら	8	照らす	4
取締	34	犯罪	8	生活	4
罪	32	6月	7	全く	4
依存	31	ほか	7	相当	4
再犯	28	違法	7	多数	4
常習	27	可能	7	動機	4
懲役	25	刑事	7	二月	4
認める	25	高い	7	入手	4
含む	22	終始	7	麻薬	4
終了	22	非難	7	量刑	4
服役	22	法	7	11月	3
累犯	22	乏しい	7	4月	3
同種	21	その後	6	以前	3
猶予	21	規制	6	一部	3
意識	20	求める	6	隠匿	3
顕著	20	極めて	6	科す	3
自己	20	事実	6	希薄	3
反省	19	否認	6	機会	3
薬物	19	免れる	6	共犯	3
態度	18	運転	5	僅か	3
受ける	17	欠如	5	警察	3
得る	17	更生	5	警察官	3
規範	16	考慮	5	言う	3
有す	16	根深い	5	公判	3
関係	15	事犯	5	購入	3
強い	15	情	5	今後	3
処する	13	状況	5	守る	3
判決	13	精神	5	手	3
否定	13	逮捕	5	遵法	3
期間	12	注射	5	障害	3
考える	12	直近	5	譲渡	3
最終	12	暴力団	5	真摯	3
至る	12	有罪	5	宣告	3
前記	12	3月	4	多い	3
目的	12	5月	4	多量	3
加える	11	7月	4	大きい	3
責任	11	安易	4	断続	3
不合理	11	以降	4	段階	3
弁解	11	含める	4	置く	3
密売	11	係る	4	著しい	3



図表2 「再犯可能性」に関連する共起ネットワーク



① 犯行の否認 / 反省なき態度 / 法軽視の生活態度 / 不合理な弁解

1つ目の系統は、「反省」という名詞を中心とした単語で形成されており、その先にある、(1)「否認」という名詞との結びつき、(2)「態度」という名詞に関する名詞との結びつき、(3)「弁解」という名詞との結びつきが見取れる。

(1)「否認」という名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある[傍点は筆者による]。このことから、【犯行の否認】との関連で用いられていることがわかる。

「しかるに、被告人は、捜査・公判段階を通じて、本件各犯行に及んだことを否認する不自然な弁解供述に終始しており、反省の態度はうかがえず、再犯に及ぶおそれも強いといわざるを得ない。」<sup>(14)</sup>

「被告人は、本件犯行を否認し、先輩の吸引使用の際に副流煙を吸引し

(14) 東京地判平成 15 年 7 月 31 日判タ 1153・303、LEX/DB28095572。

た可能性があるなどと、第三者意識の低さに照らせば、再犯のおそれ<sup>(15)</sup>も認められる。」

「被告人は本件犯行を否認し、反省の態度がみられず、再犯の可能性も否定できない。」<sup>(16)</sup>

(2)「態度」という名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある[傍点は筆者による]。このことから、【反省なき態度 / 法軽視の生活態度】との関連で用いられていることがわかる。

「同覚せい剤所持の責任をすべて共犯者に押し付けて自らの責任を回避しようとする態度に出ているのであり、このような自らの犯した罪に真正面から向き合おうとしないのであり、このような自らの犯した罪に真正面から向き合おうとしないまことに卑怯な態度にかんがみると、再犯のおそれもお存するといわざるを得ない。」<sup>(17)</sup>

「被告人は本件犯行を否認し、反省の態度がみられず、再犯の可能性も否定できない。」<sup>(18)</sup>

「不合理な弁解に終始する被告人の供述態度にも照らせば、反省の念は乏しいといわざるを得ず、再犯のおそれも否定できない。」<sup>(19)</sup>

(3)「弁解」という名詞は、以下のような形で実際に用いられる傾向にある[傍点は筆者による]。このことから、【不合理な弁解】との関連で用いられていることがわかる。

---

(15) 東京地判平成 22 年 7 月 7 日判タ 1374・253、LEX/DB25482343。

(16) 福岡地判平成 22 年 7 月 26 日刑集 65・7・1118、LEX/DB25481403。

(17) 神戸地判平成 15 年 12 月 18 日 LEX/DB25410531。

(18) 前掲注 (16)。

(19) 那覇地判平成 24 年 9 月 13 日 LEX/DB25483057。

「被告人は、捜査・公判段階を通じて、本件各犯行に及んだことを否認する不自然な弁解供述に終始しており、反省の態度はうかがえず、再犯に及ぶおそれも強いといわざるを得ない。<sup>(20)</sup>」

「それなのに、被告人は、本件犯罪事実について、他人に責任を転嫁する不合理な弁解をしており、反省が不十分で再犯のおそれも懸念される。<sup>(21)</sup>」

「規範意識は希薄で覚せい剤に対する親和性がうかがわれること、不合理な弁解に終始して反省がうかがわれず、再犯のおそれが否定できないことからすると…【略】…。<sup>(22)</sup>」

「これに加えて、被告人は捜査段階から一貫して本件犯行を否認して不合理な弁解に終始しており、反省の態度は全く見られないことも併せ考慮すると、再犯のおそれは相当に高いといえる。<sup>(23)</sup>」

よって、【犯行の否認／反省なき態度／法軽視の生活態度／不合理な弁解】が、「再犯可能性」の心証形成の第1の評価指標であると解される。

## ②-1 同種前科／覚醒剤事犯の累犯

2つ目の系統は、「前科」という名詞を中心とした単語で形成されており、その先にある、(1)「同種」という名詞との結びつき、(2)「累犯」という名詞に関する名詞との結びつきが見て取れる。

(1)「同種」という名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある〔傍点は筆者による〕。このことから、【同種前科】との関連で用いられていることがわかる。

---

(20) 前掲注(14)。

(21) 福岡地小倉支判平成23年12月21日LEX/DB25481772。

(22) 宮崎地判平成24年9月24日LEX/DB25482976。

(23) 福岡地判平成26年3月5日LEX/DB25503382。

「さらに、被告人は、覚せい剤の自己使用や無償譲渡による同種前科4犯を含む前科6犯を有し、何度も服役して改善更生の機会を与えられていながら…【略】…再犯のおそれも強いというべきである。」<sup>(24)</sup>

「被告人は、前記累犯前科を含む同種前科3犯を有し、そのいずれにおいても服役したのに、最終刑の執行終了から僅か約1年半で再び覚せい剤使用に及んだものであるから、覚せい剤に対する親和性や規範意識の低さは明らかである。」<sup>(25)</sup>

「覚せい剤取締法違反を含む同種前科8犯を有し、直近でも覚醒剤自己使用の罪で懲役2年4月に処されて服役しながら（前記累犯前科）、性懲りもなく同種再犯に及んでおり、覚醒剤に対する依存性、常習性が顕著である。」<sup>(26)</sup>

(2) 「累犯」という名詞は、以下のような形で実際に用いられる傾向にある[傍点は筆者による]。このことから、【覚醒剤事犯の累犯】との関連で用いられていることがわかる。

「同種累犯前科からして被告人の刑責は重い部類に属するものといわざるを得ず、被告人の反省態度や再犯可能性が否定できないこと…【略】…」<sup>(27)</sup>

「被告人の規範意識は乏しいといわざるを得ない。…【略】…被告人は、判示の累犯前科を含め、これまで覚せい剤取締法違反又はこれを含む罪により4回懲役刑に処せられ、いずれも服役したにもかかわらず

---

(24) 広島地判平成15年7月30日LEX/DB28082682。

(25) 東京地判令和3年3月26日LEX/DB25506576。

(26) 津地判令和3年3月26日LEX/DB25592044。

(27) 金沢地判平成27年1月19日LEX/DB25505742。

らず、またしても本件犯行に及んだものであり、覚せい剤に対する親和性、依存性が認められる。<sup>(28)</sup>」

「直近でも覚醒剤自己使用の罪で懲役2年4月に処されて服役しながら（前記累犯前科）、性懲りもなく同種再犯に及んでおり、覚醒剤に対する依存性、常習性が顕著である。<sup>(29)</sup>」

よって、【同種前科 / 覚醒剤事犯の累犯】が、「再犯可能性」の心証形成の第2の評価指標であると解される。

## ②-2 覚醒剤自己使用の前科

3つ目の系統は、「使用」という名詞を中心とした単語で形成されている。この名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある [傍点は筆者による]。このことから、【覚醒剤自己使用の前科】との関連で用いられていることがわかる。

「また、被告人は、覚せい剤の所持及び自己使用という覚せい剤取締法違反の罪で平成19年6月に懲役2年、5年間執行猶予の有罪判決を受けたにもかかわらず、その猶予期間中に本件犯行に及んでおり、平成3年に同法違反で執行猶予の判決を受けていることも併せて考慮すれば、被告人の覚せい剤に対する親和性が認められるといわざるを得ない。<sup>(30)</sup>」

「被告人の覚せい剤使用の常習性や覚せい剤に対する親和性は顕著であって、法律を守る意識に乏しいこともまた明らかである。被告人が

---

(28) 東京地判平成30年9月7日判時2459・116、LEX/DB25567288。

(29) 前掲注(26)。

(30) 東京地判平成23年12月21日判タ1375・252、LEX/DB25482564。

覚せい剤使用の再犯に及ぶ可能性も否定できない。<sup>(31)</sup>

「また、被告人が供述する覚せい剤の使用歴からは、覚せい剤に対する親和性も否定できない。<sup>(32)</sup>」

なお、【覚醒剤自己使用の前科】は、「再犯可能性」の心証形成の第2の評価指標である【同種前科 / 覚醒剤事犯の累犯】とほぼ同じ内容のものだと解されることから、②-2に位置づけた。

### ②-3 覚醒剤所持の前科

4つ目の系統は、「所持」という名詞を中心とした単語で形成されている。この名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある [傍点は筆者による]。このことから、【覚醒剤所持の前科】との関連で用いられていることがわかる。

「また、被告人は、平成22年5月に覚せい剤使用及び所持の罪で懲役2年・4年間執行猶予の有罪判決を受け、厳に身を慎むべき執行猶予執行猶予期間中であつたにもかかわらず、…【略】…被告人が覚せい剤使用の再犯に及ぶ可能性も否定できない。<sup>(33)</sup>」

「それにもかかわらず、前刑終了後5年余りで、またしても本件覚せい剤の使用、所持の各犯行に及んだ。仕事や人間関係のことで現実逃避したくなり、覚せい剤の薬理作用を利用しようとしたものであり、その動機の安易さやこれまでの覚せい剤使用歴等を考えると、被告人Aの覚せい剤に対する依存性、親和性は高く、その規範意識の希薄さも

---

(31) 山口地判平成24年9月24日LEX/DB25482899。

(32) 東京地判平成29年11月13日LEX/DB25549525。

(33) 前掲注(31)。

<sup>(34)</sup>  
顕著である。」

「覚せい剤を断ち切ることができず使用を続け、前刑出所後も程なく覚せい剤にかかわり、営利目的所持のほか今回の使用に至っているもので、覚せい剤に対する親和性、常習性は顕著である。…【略】…そのほか、被告人は定職に就くことなく、現在も暴力団組員として大阪の賭博場<sup>(35)</sup>に出入りするなど、生活態度は不良であって、再犯のおそれも否定できない。」

なお、【覚醒剤所持の前科】は、「再犯可能性」の心証形成の第2の評価指標である【同種前科/覚醒剤事犯の累犯】や【覚醒剤自己使用の前科】とほぼ同じ内容のものだと解されることから、②-3に位置づけた。

### ③-1 覚醒剤の常習性

5つ目の系統は、「常習」という名詞を中心とした単語で形成されている。この名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある〔傍点は筆者による〕。このことから、【覚醒剤の常習性】との関連で用いられていることがわかる。

「前刑出所後約2年で再び覚せい剤の自己使用にも及んでいることからすれば、その規範意識の鈍磨は著しく、覚せい剤に対する親和性、常習性も明らかで、再犯のおそれも強い<sup>(36)</sup>というべきである。」

「昭和五九年以降前記累犯を含む覚せい剤取締法違反により五回服役している同種前科があることからすると、本件は常習的犯行であって、被告人の覚せい剤に対する親和性、依存性は顕著であり、再犯の危険

---

(34) 横浜地判平成25年7月17日LEX/DB25445823。

(35) 奈良地判平成10年11月27日判時1672・159、LEX/DB28045188。

(36) 前掲注(24)。

性は極めて高いものと考えられる上…【略】…。<sup>(37)</sup>

「犯行に及んだものであり、被告人の覚醒剤への依存性、親和性は非常に高く、常習性も認められる。そして、被告人の再犯のおそれは大きい。<sup>(38)</sup>」

よって、【覚醒剤の常習性】が、「再犯可能性」の心証形成の第3の評価指標であると解される。

### ③ -2 覚醒剤への親和性

6つ目の系統は、「親和」という名詞を中心とした単語で形成されている。この名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある [傍点は筆者による]。このことから、【覚醒剤への親和性】との関連で用いられていることがわかる。

「これらによると、被告人の規範意識の鈍麻は著しく、覚せい剤に対する親和性、依存性も見られ、再犯のおそれがあるといえる。<sup>(39)</sup>」

「その執行猶予期間中に同種の本件犯行に及んだものであって、規範意識は希薄で覚せい剤に対する親和性がうかがわれること、不合理な弁解に終始して反省がうかがわれず、再犯のおそれが否定できないことからすると、…【略】…。<sup>(40)</sup>」

「被告人は、覚せい剤取締法違反の前科4犯（うち累犯前科2犯）を有し、いずれも服役していながら、前刑の執行終了から11か月足らずで、またしても覚せい剤を自己使用したもので、覚せい剤に対する依存性

(37) 名古屋地豊橋支判平成12年11月10日刑集55・6・749、LEX/DB28070747。

(38) 東京地判令和2年7月10日LEX/DB25566854。

(39) 釧路地帯広支判平成23年12月21日LEX/DB25481869。

(40) 前掲注(22)。



や親和性が顕著に認められ、再犯が強く懸念される。<sup>(41)</sup>」

なお、【覚醒剤への親和性】は、「再犯可能性」の心証形成の第3の評価指標である【覚醒剤の常習性】とほぼ同じ内容のものだと解されることから、③-2に位置づけた。

#### ④ 執行猶予期間中の犯行

7つ目の系統は、「違反」という名詞を中心とした単語で形成されており、その先にある、(1)「猶予」という名詞との結びつき、(2)「規範」という名詞に関する名詞との結びつきが見て取れる。だが、これらの名詞が用いられている実際の意味内容は、(以下で見るように)若干異なっていることから、評価指標が異なるものとして整理していきたいと思う。

まず、「猶予」という名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある[傍点は筆者による]。このことから、【執行猶予期間中の犯行】との関連で用いられていることがわかる。

「被告人は、平成22年5月に覚せい剤使用及び所持の罪で懲役2年・4年間執行猶予の有罪判決を受け、厳に身を慎むべき執行猶予期間中であつたにもかかわらず…【略】…<sup>(42)</sup>」

「23年3月に覚せい剤所持の罪により執行猶予付懲役刑の判決を受けたにもかかわらず、その執行猶予期間中に本件覚せい剤使用の犯行に及んだものであり、覚せい剤に対する親和性、依存性…【略】…反省の態度は全く見られないことも併せ考慮すると、再犯のおそれも大きいといわざるを得ない。<sup>(43)</sup>」

(41) 静岡地判平成27年12月10日LEX/DB25543497。

(42) 前掲注(31)。

(43) 前掲注(23)。

「被告人は、覚せい剤自己使用の罪による一部執行猶予期間中であり、覚せい剤との関係を断ち切るべく最大の努力をすべきときに安易に覚せい剤を使用した。覚せい剤に対する常習性、親和性は顕著である。また、当公判廷においても不合理な弁解に終始しており、反省の念も見られない。」<sup>(44)</sup>

よって、【執行猶予期間中の犯行】が、「再犯可能性」の心証形成の第4の評価指標であると解される。

#### ⑤ 規範意識の鈍磨・欠如・希薄さ

次に、「規範」という名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある[傍点は筆者による]。このことから、【規範意識の鈍磨・欠如・希薄さ】との関連で用いられていることがわかる。

「前刑出所後約2年で再び覚せい剤の自己使用にも及んでいることからすれば、その規範意識の鈍磨は著しく、覚せい剤に対する親和性、常習性も明らかで、再犯のおそれも強いというべきである。」<sup>(45)</sup>

「さらに今回も覚せい剤使用に及んでいることからすれば、被告人の薬物犯罪に対する規範意識は相当に鈍麻しており、覚せい剤に対する依存性・親和性も明らかである。…【略】…被告人が再び薬物犯罪に手を染める危険性が相当程度認められるものといわざるを得ない。」<sup>(46)</sup>

「その動機の安易さやこれまでの覚せい剤使用歴等を考えると、被告人Aの覚せい剤に対する依存性、親和性は高く、その規範意識の希薄さ

---

(44) 神戸地姫路支判令和2年6月26日LEX/DB25570970。

(45) 前掲注(24)。

(46) 和歌山地判平成24年5月10日LEX/DB25481238。

も顕著である。<sup>(47)</sup>」

よって、【規範意識の鈍磨・欠如・希薄さ】が、「再犯可能性」の心証形成の第5の評価指標であると解される。

## 2-2. 小括：「再犯可能性」の心証形成メカニズム

以上の結果から、覚醒剤事犯の量刑実務では、「再犯可能性」に関し、① 犯行の否認／反省なき態度／法軽視の生活態度／不合理な弁解、② -1 同種前科／覚醒剤事犯の累犯、② -2 覚醒剤自己使用の前科、② -3 覚醒剤所持の前科、③ -1 覚醒剤の常習性、③ -2 覚醒剤への親和性、④ 執行猶予期間中の犯行、⑤ 規範意識の鈍磨・欠如・希薄さなどの評価指標を総合的に考慮して、心証形成がなされていると解される。

## 3. 「更生可能性」の心証形成メカニズム

次に、「更生可能性」の心証形成メカニズムを分析した結果について見ていこう。「更生可能性」に関連する言葉の出現頻度は、図表3に示したとおりである。総抽出語数は3,373で、使用したのは1,360である。また、異なり語数は554で、使用したのは410である。

図表4は、「更生可能性」に関連する文脈のテキストデータから描画した共起ネットワーク（「更生可能性」に関連する共起ネットワーク）である。分析では、出現頻度が5以上の言葉を対象としている（なお、「被告」という言葉は出現頻度が顕著に高かったため、対象外にした）。言葉と言葉の関連性（共起性）の程度を表す指標にはJaccard係数を用い、係数が0.3以上のものを採用した。そして、強い共起関係だけをはっきりと示すために、最小スパニング・ツリーを描画した。

(47) 前掲注(34)。

### 3-1. 「更生可能性」に関する評価指標

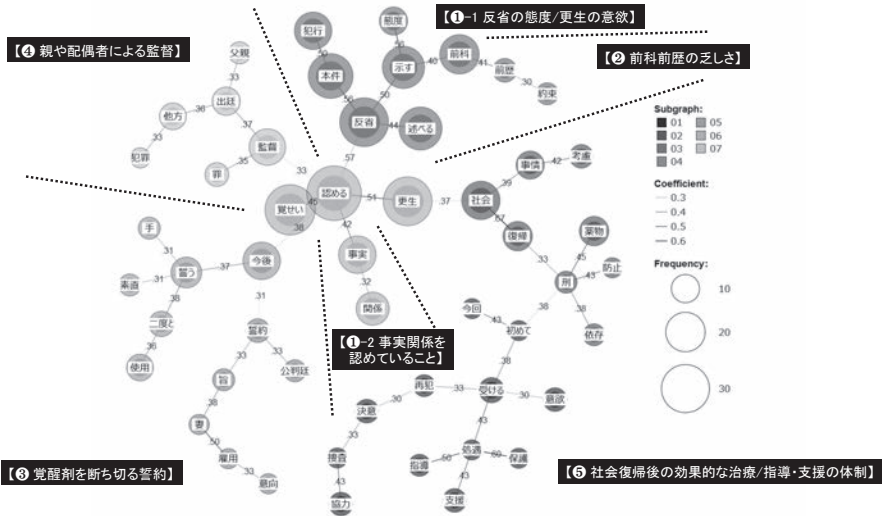
図表4からは、①「反省」という名詞を中心とした系統 [①-1]、②「事実」という名詞を中心とした系統 [①-2]、③「前科」という名詞を中心とした系統 [②]、④「今後」という名詞を中心とした系統 [③]、⑤「監督」という名詞を中心とした系統 [④]、⑥「社会」という名詞を中心とした系統 [⑤] が形成されていることが見てとれる。

では、実際に用いられている文脈を確認して、「更生可能性」に関する指標を抽出していこう。

図表3 「更生可能性」に関連する言葉の出現頻度（150の抽出語リスト）

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
認める	39	妻	5	違法	2
覚せい	33	処遇	5	引き続く	2
更生	31	初めて	5	窺う	2
反省	31	捜査	5	営利	2
本件	26	犯罪	5	下	2
述べる	24	保護	5	加える	2
示す	23	防止	5	改めて	2
前科	20	観察	4	勧める	2
社会	19	強い	4	関わり	2
今後	18	仕事	4	機関	2
事実	18	施設	4	気持ち	2
犯行	18	証人	4	刑事	2
監督	17	生活	4	兄	2
関係	14	切る	4	経営	2
誓う	12	専門	4	言葉	2
復帰	11	他	4	固める	2
薬物	11	断つ	4	交際	2
期待	10	知人	4	行う	2
事情	10	必要	4	国内	2
出廷	10	母親	4	根深い	2
態度	10	ク	3	子供	2
使用	9	ダル	3	事犯	2
他方	9	プログラム	3	治療	2
受ける	8	意思	3	自覚	2
二度と	8	一定	3	自体	2
意欲	7	可能	3	辞める	2
協力	7	家族	3	質	2
決意	7	環境	3	実刑	2
考慮	7	及ぶ	3	酌む	2
罪	7	供述	3	主文	2
支援	7	具体	3	受講	2
誓約	7	継続	3	十分	2
前歴	7	見込み	3	所持	2
依存	6	現在	3	所属	2
刑	6	公判	3	照らす	2
公判廷	6	今度	3	情	2
再犯	6	裁判	3	深い	2
指導	6	支える	3	深める	2
旨	6	自ら	3	真摯	2
至る	6	執行	3	人	2
手	6	出す	3	整える	2
素直	6	助力	3	絶つ	2
父親	6	証言	3	染める	2
暴力団	6	情状	3	全て	2
約束	6	真面目	3	組織	2
ほか	5	同居	3	相当	2
意向	5	娘	3	相当	2
縁	5	名	3	逮捕	2
雇用	5	猶予	3	脱退	2
今回	5	違反	2	断ち切る	2

図表4 「更生可能性」に関連する共起ネットワーク



① -1 反省の態度 / 更生の意欲

1つ目の系統は、「反省」という名詞を中心とした単語で形成されている。この名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある〔傍点は筆者による〕。このことから、【反省の態度 / 更生の意欲】との関連で用いられていることがわかる。

「今回の捜査において本件の事実関係を素直に認め、当公判廷においても反省して更生を誓っていること」<sup>(48)</sup>

「施設（ダルク）職員との面会等を通じて覚せい剤を絶つ決意を固め、被告人の真の反省や更生を願う実兄の公判証言を聞くなどして反省を深めつつあること」<sup>(49)</sup>

「具体的な供述を始めて捜査に協力する意思を示すに至り、暴力団との

(48) 京都地舞鶴支判平成5年9月7日刑集49・10・838、LEX/DB28010542。

(49) 前掲注(31)。

縁を切る決意を固めるなど反省の態度を示していること、内妻が被告人の更生に協力する意向を示していること<sup>(50)</sup>」

よって、【反省の態度 / 更生の意欲】が、「更生可能性」の心証形成の第1の評価指標であると解される。

### ①-2 事実関係を認めていること

2つ目の系統は、「事実」という名詞を中心とした単語で形成されている。この名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある〔傍点は筆者による〕。このことから、【事実関係を認めていること】との関連で用いられていることがわかる。

「被告人が本件各事実を認め、反省しており、今後は暴力団との関係を断ち、地道に生活したい旨述べていること<sup>(51)</sup>」

「覚せい剤取締法違反の各事実について素直に認め、反省の態度を示していること、今度こそ二度と覚せい剤を使用しないと誓っていること、仕事は真面目にしていたこと<sup>(52)</sup>」

「他方、被告人両名が事実関係を認めて反省の弁を述べていること、情状証人として出廷した被告人Bの母親が更生の支えになると期待されること<sup>(53)</sup>」

なお、【事実関係を認めていること】は、「更生可能性」の心証形成の第1の評価指標である【反省の態度 / 更生の意欲】に関連するものだと解される

---

(50) 山口地判平成24年10月12日LEX/DB25483125。

(51) 東京地判平成9年3月14日判時1605・158、LEX/DB28025222。

(52) 前掲注(34)。

(53) 福岡地小倉支判令和元年10月7日LEX/DB25564507。

ことから、①-2に位置づけた。

## ② 前科前歴の乏しさ

3つ目の系統は、「反省」という名詞から派生したものであり、「前科」という名詞を中心とした単語で形成されている。この名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある〔傍点は筆者による〕。このことから、【前科前歴の乏しさ】との関連で用いられていることがわかる。

「被告人は本件を十分に反省し、今後二度と覚せい剤や大麻等の薬物に手を染めない旨誓約して更生の意欲を示していること、被告人の妹も公判廷において被告人の更生に助力する旨誓っていること、被告人には交通罰金前科一犯の他には前科がないこと等被告人にとって有利な事情も認められる。<sup>(54)</sup>」

「平成12年3月ころに無職状態となるまでは継続して働いており、前科前歴はまったくないこと、被告人は、営利目的を含め本件犯行自体はこれを認めて深く反省しており、今後は、まじめに仕事をし、交友関係も改めて二度と罪を犯さないことを誓っていること<sup>(55)</sup>」

「他方、被告人が罪を認めて反省し、家族の協力を得て更生に努める旨述べていること、被告人の兄が出廷した上、家族で協力して被告人を監督していく旨述べていること、前科がないことなどの事情を考慮すると、被告人は、なお社会内で更生することが可能であると認められる。<sup>(56)</sup>」

よって、【前科前歴の乏しさ】が、「更生可能性」の心証形成の第2の評価

---

(54) 大阪地判平成8年4月11日判タ971・281、LEX/DB28035434。

(55) 横浜地判平成13年10月19日LEX/DB28071580。

(56) 東京地判平成29年12月22日LEX/DB25549661。



指標であると解される。

### ③ 覚醒剤を断ち切る誓約

4つ目の系統は、「今後」という名詞を中心とした単語で形成されており、その先にある、(1)「誓う」という動詞との結びつき、(2)「誓約」という名詞との結びつきが見て取れる。

(1)「誓う」という動詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある〔傍点は筆者による〕。このことから、【覚醒剤を断ち切る誓約】との関連で用いられていることがわかる。

「今回の捜査において本件の事実関係を素直に認め、当公判廷においても反省して更生を誓っていること」<sup>(57)</sup>

「被告人は、公判廷において、二度と覚せい剤を使用せず、二度と窃盗をしない旨誓っている。」<sup>(58)</sup>

「被告人が罪を認めて反省の態度を示し、今後は規制薬物とは縁を切ることを誓っていること、これまでに同種前科のないこと、被告人の保釈制限住居を準備するなどした被告人の知人が出廷し、今後被告人を監督していく旨述べていること」<sup>(59)</sup>

(2)「誓約」という名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある〔傍点は筆者による〕。このことから、「誓う」という動詞と同様に、【覚醒剤を断ち切る誓約】との関連で用いられていることがわかる。

「本件を十分に反省し、今後二度と覚せい剤や大麻等の薬物に手を染め

---

(57) 前掲注(48)。

(58) 大阪地判平成25年1月11日LEX/DB25502040。

(59) 東京地判平成30年7月13日LEX/DB25561267。

ない旨誓約して更生の意欲を示していること、被告人の妹も公判廷において被告人の更生に助力する旨誓っていること、被告人には交通罰金前科一犯の他には前科がないこと等被告人にとって有利な事情も認められる。<sup>(60)</sup>」

「現在において、被告人は、本件犯行を認め、今後覚せい剤との関わりを絶つことを改めて誓約し、暴力団組員であった養父と離縁したこと、母において、今後の嚴重なる監督を約していること<sup>(61)</sup>」

「本件各犯行を認め、公判廷で、違法薬物及びその関係者との関係を断つ旨誓約し、反省の態度を示していること、被告人は、ダルクへの通所を保釈後に開始し、今後も継続する旨述べており、その効果に一定の期待ができること、被告人にはこれまで前科前歴がないことなど、被告人にとって酌むべき事情も認められる。<sup>(62)</sup>」

よって、【覚醒剤を断ち切る誓約】が、「更生可能性」の心証形成の第3の評価指標であると解される。

#### ④ 親や配偶者による監督

5つ目の系統は、「監督」という名詞を中心とした単語で形成されている。この名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある〔傍点は筆者による〕。このことから、【親や配偶者による監督】との関連で用いられていることがわかる。

「被告人が、自らの罪に向き合い、真摯な反省の言葉を述べていること、出廷した妻が社会復帰後の被告人の監督を誓っていることなど、今後

---

(60) 前掲注 (54)。

(61) 広島地判平成9年8月5日判タ973・262、LEX/DB28035445。

(62) 宮崎地都城支判令和2年10月1日LEX/DB25571113。

の立ち直りを支える事情があること」<sup>(63)</sup>

「被告人は、事実関係を認めて覚せい剤を二度と使用しない旨述べていること、初めて受刑した際に薬物再乱用防止プログラムを受講したのみであって、近時は同プログラムを受講していないこと、前刑出所後3年7か月以上は覚せい剤を断って生活していたこと、被告人の夫がその監督を約束しており、社会復帰後の生活環境が整うことが十分に期待できること」<sup>(64)</sup>

「被告人は、事実を全て認め、本件覚せい剤の入手先や譲渡先を全て供述するなど、反省の態度を示し、覚せい剤からきっぱりと手を引く決意をしていること、被告人の妻が被告人の今後の監督を誓っていること、手伝いをしていたエアコンクリーニング業の経営者が被告人を雇用するとともに、再犯防止のため監督する旨約束していること」<sup>(65)</sup>

よって、【親や配偶者による監督】が、「更生可能性」の心証形成の第4の評価指標であると解される。

## ⑤ 社会復帰後の効果的な治療 / 指導・支援の体制

6つ目の系統は、「社会」という名詞を中心とした単語で形成されており、その先にある、(1)「受ける」という動詞との結びつき、(2)「支援」という名詞との結びつき、(3)「指導」という名詞との結びつきが見て取れる。

(1)「受ける」という動詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある[傍点は筆者による]。このことから、【社会復帰後の効果的な治療 / 指導・支援の体制】との関連で用いられていることがわかる。

---

(63) 東京地判平成26年10月9日LEX/DB25505083。

(64) 札幌地判平成28年6月6日LEX/DB25543425。

(65) 神戸地判平成14年5月20日LEX/DB28075659。

「他方で、被告人が、本件各犯行を認め、町民等への謝罪と反省の弁を述べているほか、専門の医療機関で覚せい剤依存症の治療を受け始めるなどして、覚せい剤を断ち切り更生する意欲を示していること」<sup>(66)</sup>

「被告人については、施設内処遇に引き続き、社会内において公的機関による専門的指導を継続的に受けさせることが、再犯防止のために必要かつ相当であると認められる。」<sup>(67)</sup>

「これを防止するためには、施設内処遇に引き続き、社会内において、保護観察の下、薬物再乱用防止プログラム等を受けさせることが必要かつ有用であり、さらに、被告人に更生意欲があること、周囲による更生支援も期待できること、刑の一部執行猶予制度が施行されてから被告人が刑事裁判を受けるのは今回が初めてであることなどからすると、その実効性が期待できないとはいえない。」<sup>(68)</sup>

(2) 「支援」という名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある[傍点は筆者による]。このことから、「受ける」という動詞と同様に、【社会復帰後の効果的な治療 / 指導・支援の体制】との関連で用いられていることがわかる。

「そうすると、被告人を実刑に処するほかないが、被告人の前刑判決後の生活状況はある程度安定しており、社会復帰後は更生支援環境がより整えられている見込みで、被告人も専門家等の他者の指導や支援を受入れて薬物依存克服に向けた具体的な努力をする意思を有していることが認められ、これらの事情を考慮すれば、被告人については、施設内処遇に引き続き、社会内において公的機関による専門的指導を継

---

(66) 横浜地判平成 28 年 5 月 12 日 LEX/DB25543376。

(67) 大阪地判平成 30 年 12 月 4 日判時 2488=2489・176、LEX/DB25563056。

(68) 仙台地判令和 2 年 3 月 4 日 LEX/DB25565265。

続的に受けさせることが、再犯防止のために必要かつ相当であると認められる。<sup>(69)</sup>」

「実娘や両親が社会復帰後の同居と支援を約束し、被告人B自身も軽率な行動を反省していることなど、更生を期待できる事情も認められること<sup>(70)</sup>」

「社会福祉士により相当の具体性のある更生支援計画が策定され、被告人もこれに従って更生する意欲を有していることからすると、被告人の再犯を防ぐためには、施設内処遇に引き続き一定の期間、更に保護観察下で専門家による指導、監督を受けさせながら社会内で処遇することが必要であり、かつ、相当性も備わったとみる事が可能であるから…【略】…<sup>(71)</sup>」

(3)「指導」という名詞は、次のような形で実際に用いられる傾向にある[傍点は筆者による]。このことから、「受ける」という動詞や「支援」という名詞と同様に、【社会復帰後の効果的な治療／指導・支援の体制】との関連で用いられていることがわかる。

「被告人が、指定薬物の所持以外については事実を認め、反省の態度と更生の意欲を示していること、父親が出廷し、今後の指導監督を誓約<sup>(72)</sup>していること」

「被告人の兄が被告人を自宅に引取り監督する旨申し出ていることなど被告人に有利な事情もあり、これらを考慮すると、被告人については、保護観察当局の適切な指導援助を加えることにより、今一度、社会内

---

(69) 前掲注(67)。

(70) 東京地判令和2年2月6日判時2508・126、LEX/DB25591958。

(71) 前掲注(38)。

(72) 横浜地判令和2年2月3日LEX/DB25592418。

処遇による更生の機会を期待することができる。<sup>(73)</sup>」

「被告人も専門家等の他者の指導や支援を受入れて薬物依存克服に向けた具体的な努力をする意思を有していることが認められ、これらの事情を考慮すれば、被告人については、施設内処遇に引き続き、社会内において公的機関による専門的指導を継続的に受けさせることが、再犯防止のために必要かつ相当であると認められる。」<sup>(74)</sup>

よって、【社会復帰後の効果的な治療／指導・支援の体制】が、「更生可能性」の心証形成の第5の評価指標であると解される。

### 3-2. 小括：「更生可能性」の心証形成メカニズム

以上の結果から、覚醒剤事犯の量刑実務では、「更生可能性」に関し、①-1 反省の態度／更生の意欲、①-2 事実関係を認めていること、②前科前歴の乏しさ、③覚醒剤を断ち切る誓約、④親や配偶者による監督、⑤社会復帰後の効果的な治療／指導・支援の体制などの評価指標を総合的に考慮して、心証形成がなされていると解される。

## 4. 8つのリスク・ニーズ要因（セントラルエイト）との対応関係

図表5は、8つのリスク・ニーズ要因（セントラルエイト）と量刑実務における「再犯可能性」と「更生可能性」の心証形成に関わる各評価指標の対応関係を整理したものである（なお、犯罪リスクアセスメントの現状や中核となる8つのリスク・ニーズ要因（セントラルエイト）については前稿で詳しく概説した<sup>(75)</sup>ので、繰り返しを避けたいと思う。）。

(73) 神戸地判平成5年11月1日判時1517・177、LEX/DB27826604。

(74) 前掲注(67)。

(75) 拙稿・前掲注(1)277頁-283頁。

ここでは、「再犯可能性」の心証形成に関する各評価指標をリスク・ニーズ要因（再犯リスクを高くする要因）に、「更生可能性」の心証形成に関する各評価指標を長所（再犯リスクを低くする要因）に置き換えて捉えるのがよいと思う。

その結果、図表5に示されているように、「再犯可能性」と「更生可能性」の心証形成に係る各評価指標は、セントラルエイトのうち、①「犯罪歴」、②「犯罪指向的態度」、⑦「物質乱用」に集中していることが見てとれる。この原因は、判決前調査制度が導入されておらず、また、情状事実に関する証明責任が当事者双方になく、顕出した証拠資料を（自由な証明説に立ちながらも）<sup>(76)</sup> 厳格な証明的な運用によって取り扱っていることからだと推察される。

筆者が本稿冒頭で述べたように、量刑実務においてセントラルエイトを共有することが、再犯の防止、市民的安全の確保、処遇（治療）資源の適正な配分という3つの観点から最適であると考えられることから、処遇（治療）によって変化させることができる、③「犯罪指向的交友」、④「反社会的パーソナリティ・パターン」、⑤「家庭・夫婦」、⑥「学校・仕事」、⑧「レジャー・レクリエーション」といった動的风险要因に関する視点も共有し、また、それらに関連した証拠資料の充実を図っていくよう改良することが必要である<sup>(77)</sup>（もっとも、筆者は、日本でも判決前調査制度を導入することが望ましいと考えている。）。これには、セントラルエイトを評価要素として採り入れることを明示し、（制度の抜本的な改革が行われるまでの）当面の間は、整理手続を利用して、再犯リスクの評価に関する争点の整理を図るなどの手続上の工夫を試みて、当事者双方から関連する証拠資料を提出してもらう形を採

(76) 杉田宗久「量刑事実の証明と量刑心理」大阪刑事実務研究会編著『量刑実務体系4 一刑の選択・量刑手続』（2011年、判例タイムズ社）184頁-187頁。

(77) 拙稿・前掲注（1）286頁。

ることが望ましいと思われる。

図表5 8つのリスク・ニーズ要因（セントラルエイト）と量刑実務における再犯可能性と更生可能性の心証形成に関わる各評価指標の対応関係

中核となる8つのリスク・ニーズ要因（セントラルエイト）		再犯可能性	更生可能性	
静的 リスク 要因	①犯罪歴	○早くから犯罪に手を染めていること（犯罪初発年齢が低いこと） ○多くの犯罪歴があること、多様な反社会的行動があること（財産犯に加えて粗暴犯など） ○仮釈放時や保護観察中といった厳しい監督下での規則違反があること（遵守事項違反など）	②-1 同種前科/覚醒剤事犯の累犯 ②-2 覚醒剤自己使用の前科 ②-3 覚醒剤所持の前科 ④ 執行猶予期間中の犯行	② 前科前歴の乏しさ
	②犯罪指向の態度	○犯罪者と同一化すること（自己を犯罪者と認知すること） ○法や司法に対して否定的な態度や感情を示すこと ○犯罪は報酬をもたらす（割にあり）という信念を持つこと ○犯罪を正当化・合理化すること（たとえば、被害者にはそれが当然の報いだった、被害者は取るに足らない人間であった）	① 犯行の否認/反省なき態度/法軽視の生活態度/不合理な弁解 ⑤ 規範意識の鈍磨・欠如・希薄さ	①-1 反省の態度/更生の意欲 ①-2 事実関係を認めていること ③ 覚醒剤を断ち切る誓約
動的 リスク 要因	③犯罪指向の交友	○犯罪指向的な他者と交友していること（不良仲間とのつき合い） ○向社会的な他者から孤立していること		
	④反社会的パーソナリティ・パターン	○衝動的・冒険的な楽しみを求めること（センセーション・シーキング傾向） ○幅広い問題性を有すること（複数の加害や対人トラブルを反復すること） ○落ち着きのない攻撃性を有すること（たとえば、攻撃的な言動を取る） ○他人を顧みない冷淡さがあること		
	⑤家庭・夫婦	○親子関係や夫婦関係などの対人関係の質が低く、犯罪行動に関する行動的な期待が持てず、ルールが欠如していること（監督、教育、しつけに関する問題）		④ 親や配偶者による監督
	⑥学校・仕事	○学校や職場における対人関係の質が低いこと ○適応状況（成績、やりがいのある取り組み、満足感など）がよくないこと		
	⑦物質乱用	○アルコールや薬物（煙草を除く）の使用に関する現時点での問題性を有すること	⑤-1 覚醒剤の常習性 ⑤-2 覚醒剤への親和性	⑤ 社会復帰後の効果的な治療/指導・支援の体制
	⑧レジャー・レクリエーション	○向社会的なレジャー・レクリエーションに対する取り組みや満足感が低いこと		



## 5. まとめと今後の課題

以上、本稿をまとめると、

(1) 覚醒剤事犯の量刑判断における「再犯可能性」と「更生可能性」の心証形成メカニズムを分析した結果、①「再犯可能性」については、① 犯行の否認 / 反省なき態度 / 法軽視の生活態度 / 不合理な弁解、② -1 同種前科 / 覚醒剤事犯の累犯、② -2 覚醒剤自己使用の前科、② -3 覚醒剤所持の前科、③ -1 覚醒剤の常習性、③ -2 覚醒剤への親和性、④ 執行猶予期間中の犯行、⑤ 規範意識の鈍磨・欠如・希薄さなどの評価指標を総合的に考慮して、心証形成がなされていること、②「更生可能性」については、① -1 反省の態度 / 更生の意欲、① -2 事実関係を認めていること、② 前科前歴の乏しさ、③ 覚醒剤を断ち切る誓約、④ 親や配偶者による監督、⑤ 社会復帰後の効果的な治療 / 指導・支援の体制などの評価指標を総合的に考慮して、心証形成がなされていることが確認された。

(2) だが、「再犯可能性」と「更生可能性」の心証形成メカニズムは、(性犯罪事件の量刑判断と同様に) メタアナリシスによって裏づけられた再犯リスクアセスメントの中核になる8つのリスク・ニーズ要因(セントラルエイト)に照らして見ると、①「犯罪歴」、②「犯罪指向的態度」、⑦「物質乱用」に偏っており、③「犯罪指向的交友」、④「反社会的パーソナリティ・パターン」、⑤「家庭・夫婦」、⑥「学校・仕事」、⑧「レジャー・レクリエーション」の動的リスク要因に関連した評価指標が欠如<sup>(79)</sup>している。

(3) 再犯の防止、市民的安全の確保、処遇(治療)資源の適正な配分という観点から、量刑判断上での的確な評価と選別を考慮に入れた場合、量刑実務において、セントラルエイトを評価要素として採り入れるよう、運用の改

(79) 同旨として、拙稿・前掲注(1)288頁-289頁。

善を図ることが望ましい。<sup>(80)</sup>

ということになる。

だが、本稿では、覚醒剤事犯の量刑判断における「再犯可能性」や「更生可能性」の影響力について、その数量化理論を用いた分析の結果を、紙幅の関係上掲載することができなかったので、稿を変えて発表したいと思う。また、(前稿の)性犯罪、(本稿の)覚醒剤事犯の実証研究だけでは、一般化・標準化できるわけではないから、引き続き、財産犯や粗暴犯などの分析も行っていきたいと思う。

日本では、再犯防止対策として、司法と福祉を架橋する取組を進めているが、今後その一貫で、低リスク者を実刑ではなく刑の一部執行猶予や保護観察付全部執行猶予にして、地域社会の矯正(治療)資源や福祉サービスにつなげる政策を展開することも十分想定される。だが、その場合には、動的リスク要因や犯因性ニーズ(処遇・治療によって変化する要因)の査定が必要となり、量刑手続でもRNA情報を利用・検討することが事実上不可欠になると考えられることから、本稿が、それを議論する1つのきっかけになれば幸いである。

**謝辞** 本研究は、JSPS 科研費 22K01219 の助成を受けたものです。

---

(80) 同旨として、拙稿・前掲注(1) 289頁。